

市民協働のまちづくり新規事業①

市民提案型協働事業

地域の課題解決に向けた事業提案の募集

市民活動団体や住民組織の皆さんが、地域の課題解決のために新たな発想や手法を取り入れて企画した事業の提案を募集します。

提案された事業は、審査のうえ、採用の決定をします。採用された団体は、最大で50万円の経費支給を受け、市と一緒に事業を実行していきます。たくさんの方の事業の提案を待っています。

対象事業 次の①～③に関する事業
①健康ウォーキングとラジオ体操の普及
②きれいな三原まちづくり条例の啓発
③子育て「金のルール」の普及啓発
提案できる団体 次の①～④の条件をすべて満たす団体

①5人以上で構成され、その半数以上が市内に在住、または通勤・通学している

②市内に事務所、または活動拠点がある
③1年以上継続した活動を行なっている
④会則や規約などに基づき運営され、会計処理を適正に行なっている

提案方法 4月28日(木)(必着)まで

に、提案書、団体概要書、団体の規約、会員名簿をまちづくり推進課(市役所本庁4階)、または各支所の地域振興課へ

※提案書と団体概要書は、まちづくり

推進課と各支所の地域振興課で配布しているほか、市ホームページからも取得できます。

きれいな三原まちづくり条例とは

空き缶や吸い殻などのポイ捨て、飼い犬のふんの放置、落書きなどの行為を禁止し、市民の皆さんや事業者の皆さんと一緒に環境美化や環境保全に取り組む条例です。今年10月1日から施行します。



子育て「金のルール」とは

「早寝・早起き・朝ごはん・読書・あいさつ・靴そろえ」の6つで、子どもたちがたくましく生きるための力をバランスよく育成できるよう、平成21年11月に市が定めたものです。



市民協働のまちづくり新規事業②
市民活動団体育成事業補助団体の募集



▲設立して間もない団体の活動を補助します

設立して間もない市民活動団体が行う、公益的な社会貢献活動に対して補助金を交付します。

対象 設立後の活動期間が原則として5年以内で、応募要件を満たす団体の地域振興課で配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。

補助額 上限5万円(年度内2回まで)
申し込み 4月28日(木)(必着)までに、申請書(まちづくり推進課、各支所の地域振興課、市ホームページに用意)、団体の規約、会員名簿をまちづくり推進課(市役所本庁4階)、または各支所の地域振興課へ

問い合わせ先 まちづくり推進課(☎0848676184) FAX 0848676199

まちづくり支援事業助成団体の募集

市民活動団体が主体的に取り組む、社会貢献活動に対して助成します。

※この事業は、今年度で終了します。

対象 市内全域を対象とした、個性的で魅力あるまちづくりに取り組んでいる団体

助成金額 上限30万円(活動費の2分の1を補助、年度内3回まで)

応募できる団体 次の①～③をすべて満たす団体

①5人以上で構成され、その半数以上が市内に在住、または通勤・通学し、誰でも加入できること

②まちづくり活動を行うことを規約などに定め、将来も活動を継続すること

③活動内容が市内を対象とし、市内全域の活性化につながる活動であること

申し込み 4月28日(木)(必着)までに、申請書(まちづくり推進課、各支所の地域振興課、市ホームページに用意)、団体の規約、会員名簿、活動の内容が分かる資料をまちづくり推進課(市役所本庁4階)、または各支所の地域振興課へ

問い合わせ先 まちづくり推進課(☎0848676184)